

京都市告示第730号

廃止：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づく水路等を次のように一部廃止し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和8年3月24日

京都市長 松井孝治

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	嵯峨水0002号	右京区嵯峨広沢南下馬野町18番地の1地先 同上	
2	檜原水0081号	西京区檜原盆山15番地の1地先 同上	
3	山田水0026号	西京区山田葉室町13番地の62地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)